

第 116 期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

（事業報告）

1. 当行の現況に関する事項	1
2. 社外役員に関する事項	1
3. 当行の株式に関する事項	2
4. 当行の新株予約権等に関する事項	3
5. 会計監査人に関する事項	3
6. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 . . .	3
7. 業務の適正を確保するための体制	4
8. 特定完全子会社に関する事項	6
9. 親会社等との間の取引に関する事項	6
10. 会計参与に関する事項	6

（計算書類）

株主資本等変動計算書	7
個別注記表	8

（連結計算書類）

連結株主資本等変動計算書	17
連結注記表	18

（ 2023 年 4 月 1 日から
2024 年 3 月 31 日まで ）



上記の事項につきましては、法令及び定款第 17 条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト（<https://fukuho.co.jp>）に掲載することにより、株主のみなさまに提供しております。

1. 当行の現況に関する事項

(1) 使用人の状況

	当 年 度 末
使 用 人 数	353 人
平 均 年 齢	40 年 11 月
平 均 勤 続 年 数	18 年 5 月
平 均 給 与 月 額	334 千円

- 〔注〕 1. 使用人とは年度末の在籍者であります。なお、臨時雇員および嘱託は含んでおりません。
 2. 平均年齢、平均勤続年数および平均給与月額、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 3. 平均給与月額は、3月中の時間外手当を含む平均給与月額であり、賞与は含まれておりません。

(2) 営業所等の状況

イ.営業所数

	当事業年度末
	店 (うち出張所)
福 井 県	32 (—)
石 川 県	2 (—)
京 都 府	3 (—)
大 阪 府	1 (—)
合 計	38 (—)

- 〔注〕 1. 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を1ヵ所設置しております。
 2. 上記には店舗内店舗方式の店舗が13ヵ店含まれております。

ロ.当事業年度新設営業所

該当事項はありません。

ハ.銀行代理業者の一覧

該当事項はありません。

ニ.銀行が営む銀行代理業等の状況

該当事項はありません。

2. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼職その他の状況			
	法人等名	役職名	同社との取引	その他
中 川 忠 洋	—	—	—	
西 島 康 隆	サインポスト株式会社	専務取締役	—	
上 野 嘉 蔵	—	—	—	
森 口 功 一	福井さくら法律事務所	代表	—	

(2) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
中 川 忠 洋	会社法第 425 条第 1 項第 1 号ハに定める額をもって損害賠償責任額の限度とする契約を締結しております。
西 島 康 隆	同 上
上 野 嘉 蔵	同 上
森 口 功 一	同 上

3. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	80,000 千株
発行済株式の総数	65,133 千株

(2) 当年度末株主数

1,274 名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
株式会社福井銀行	37,118 千株	57.68 %
株式会社みずほ銀行	1,450	2.25
株式会社クォードコーポレーション	1,400	2.17
株式会社日本カストディ銀行(信託口 4)	1,399	2.17
中央日本土地建物株式会社	850	1.32
みずほ証券株式会社	704	1.09
明治安田生命保険相互会社	650	1.01
ベルテクス株式会社	615	0.95
株式会社N T Tデータ	441	0.68
損害保険ジャパン株式会社	350	0.54
株式会社きらやか銀行	350	0.54

- [注] 1. 持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は自己株式 789,309 株を控除し、小数点 3 位以下を切り捨てて表示しております。
3. 株式会社日本カストディ銀行（信託口 4）所有株式は、預金保険機構が当該信託銀行に信託しているものであります。

(4) 役員保有株式

該当事項はありません。

4. 当行の新株予約権等に関する事項

- (1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等
該当事項はありません。
- (2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等
該当事項はありません。

5. 会計監査人に関する事項

- (1) 会計監査人の状況 (単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任あずさ監査法人 指定有限責任社員 秋宗 勝彦 指定有限責任社員 石橋 勇一 指定有限責任社員 野村 実	28	—

- (注) 1. 当行及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、28 百万円です。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第 399 条第 1 項の同意を行っております。

- (2) 責任限定契約

該当事項はありません。

- (3) 補償契約

該当事項はありません。

- (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案して、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

- (5) 会計監査人に関するその他の事項

該当事項はありません。

6. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当行では、財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

7. 業務の適正を確保するための体制

(1) 「内部統制に関する基本方針」を取締役会にて下記のとおり決議しております。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

銀行の公共的使命や社会的責任を遂行するとともに、当行が健全に展開するうえで役員が遵守すべき倫理的規範である行動規範を、当行の「経営理念」と「福邦の心」を基盤として定めております。

法令遵守（以下コンプライアンス）に係る管理を総合的、体系的に実施すべく、法令遵守規程を定めて、コンプライアンスを徹底するためにマニュアル等を制定しております。

コンプライアンス統括部署をリスク統括室とし、コンプライアンスの一元管理を行っております。また、経営会議においてコンプライアンスに関する重要な事項を協議、決定することとし、必要に応じて取締役会に報告する体制をとっております。

「反社会的勢力に対する基本方針」に基づき、当行は反社会的勢力との関係遮断を重視した業務運営を行い、反社会的勢力からの不当な要求には毅然とした態度で対応しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理を行う規程を制定するものとしております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当行は、リスク管理に関する体制を明確にするとともに、全ての役職員が、銀行業務で発生する各種リスクを正しく認識・把握し、自らの規模・特性に応じた適切な管理を行うことによって、業務の健全性と適切性の確保に資することを目的としてリスク管理規程を定めております。

リスクの内容に応じ、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク（事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスク、サイバーセキュリティリスク）に区分し、担当部および管理規程を定めるものとしております。リスク統括室は、リスク管理統括部署として、各リスク管理の状況把握や有効性について定期的に検証を行うものとしております。各担当部は、担当する業務に関わるリスクの状況及びその管理施策・問題点等を随時、各担当部の担当役員へ報告、影響が大きいと考えられるものについては経営会議へ報告し、さらに必要に応じ、取締役会に報告する体制をとっております。

不測の事態の発生により、当行の経営に大きな支障をきたすことが想定される損失の危険に対する取組体制や対応策を、各種規程に定めるものとしております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務の執行状況を監督するものとしております。

取締役会の決議した基本方針に基づき、銀行経営上の基本的な事項について協議を行う経営会議を実施し、業務執行の迅速化を図るものとしております。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

上記①の体制等のほかに、本部はグループマネージャー、営業店は部店長をコンプライアンス責任者とし、適時、各部店においてコンプライアンス勉強会を実施しコンプライアンス意識の向上に努めていくものとしております。また、組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、コンプライアンスの強化を図ることを目的に、内部通報制度および公益通報制度を設けております。

内部監査部署である監査室は人事企画チームリーダーと連携して、全行のコンプライアンス体制及びコンプライアンス上の問題の有無の調査にあたるものとしております。

コンプライアンス・マニュアル等に違反した者は、就業規則等の定めるところにより処罰されるものとしております。

⑥ 当行及び子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当行の行動規範を企業集団における行動規範とし、理念の統一を図るものとしております。

当行経営企画グループ役員が責任担当者として統括的な管理を行うものとしております。また、監査室は、子会社等の業務全般について監査することとし、内部管理態勢およびコンプライアンス態勢が適切かつ有効に機能しているかの評価・検証を行うものとしております。

関連会社の役職員が、当行の人事企画チームリーダーに相談、通報を受け入れる公益通報制度を設けるものとしております。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役は監査業務の補助を行うよう経営企画グループの使用人に依頼することができるものとしており、経営企画グループマネージャーはこれに応じるものとしております。

⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査業務の補助を行う使用人はその業務を他の業務に優先させるものとし、その使用人が行う監査業務の補助については、取締役や監査室長等の指揮命令を受けないものとしております。

⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、法律に定める事項のほか、あらかじめ監査役と協議した事項について、必要に応じて監査役に報告をするものとしております。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役及び監査役会は、代表取締役と定期的に会合をもち、代表取締役の経営方針を確かめるとともに、銀行が対処すべき課題、銀行を取巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、相互認識と信頼関係を深める体制をとるものとしております。

また、監査役は、内部監査部門ならびに会計監査人と緊密な連携を保ち、効率的な監査を実施できる体制をとるものとしております。

(2) 当行では、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づいて、体制の整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における当該体制の運用状況の概要は次の通りであります。

① 取締役や使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために、経営会議にてコンプライアンスの基本方針に係る事項や運営に係る事項を協議し、情報連絡や意見交換等を踏まえ、全行的なコンプライアンス意識の醸成に努めております。

当行は公益通報制度を確立するとともに、全役職員を対象として、コンプライアンスに関するアンケートを年2回実施し、不正行為等の未然防止、早期発見に努めております。加えて、監査室は内部監査計画に基づき、各店の内部監査を定期的実施しております。

② 損失の危険の管理に関する体制として、当行の資産及び負債の総合的管理と信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク等の各リスクの分析・検討を行うALM委員会を設置し、適時開催しております。また、リスク管理統括部署は各リスク管理の状況把握やその有効性について定期的に検証を行っております。その影響度合いに応じて経営会議や取締役会へ適宜報告を実施しております。

③ 取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保する体制として、取締役会は各議案についての審議を行い、経営に関する重要事項等を決定し、業務執行状況等の監督を行っております。当事業年度は13回開催しております。また、頭取及び常務取締役、常勤取締役（頭取の指名）をメンバーとする経営会議を原則毎週1回開催し、取締役会付議事項の審議や月次業績のレビュー等を実施して、迅速な業務執行が行える体制としております。

また、子会社においても業務の適正を確保するため、当行経営企画グループマネージャーが子会社の取締役会に出席し、月次業績や重要事項の決議について確認しております。

④ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制として、常勤監査役は毎月1回、前月実施した監査役監査の実施状況を代表取締役に報告するとともに、監査上の重要課題等について意見交換を実施しております。

8. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

9. 親会社等との間の取引に関する事項

(1) 当該取引をするにあたり当行の利益を害さないように留意した事項

株式会社福井銀行は、当行の議決権を 57.88%を保有している親会社であります。当該親会社への資金の貸出等は、市場の取引実勢等に基づいて取引条件を決定しております。

(2) 当該取引が当行の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断および理由

当行は、親会社を含むグループ会社との取引を行う際、一般的な取引条件と同等の適切な条件による取引を基本としており、当行取締役会は、当該取引は当行の利益を害さないものと判断しております。

10. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

第 1 1 6 期

2023 年 4 月 0 1 日から
2024 年 3 月 3 1 日まで

株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	9,800	4,756	1,000	5,756	38	△2,528	△2,490
当期変動額							
資本準備金の取崩		△2,000	2,000	—			
利益準備金の取崩					△38	38	—
その他資本剰余金から繰越利益剰余金への振替			△2,490	△2,490		2,490	2,490
当期純利益						911	911
自己株式の取得							
土地再評価差額金の取崩						64	64
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	—	△2,000	△490	△2,490	△38	3,504	3,466
当期末残高	9,800	2,756	509	3,266	—	976	976

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	△289	12,777	470	427	898	13,675
当期変動額						
資本準備金の取崩		—				—
利益準備金の取崩		—				—
その他資本剰余金から繰越利益剰余金への振替		—				—
当期純利益		911				911
自己株式の取得	△0	△0				△0
土地再評価差額金の取崩		64				64
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△470	△64	△535	△535
当期変動額合計	△0	976	△470	△64	△535	440
当期末残高	△289	13,753	—	363	363	14,116

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3 年～50 年

その他 2 年～20 年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5～11 年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、今後 1 年間の予想損失額又は今後 3 年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1 年間又は 3 年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値、又は長期的な景気変動を反映するため計測可能な全期間平均値を下限として損失率を求め算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、審査管理部署が査定結果を検証し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額

及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 152 百万円であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異： 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10 年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度による信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(7) 固定資産解体費用引当金

固定資産解体費用引当金は、建物の解体に伴う支出に備えるため、将来発生すると見込まれる額を計上しております。

6. 収益の計上方法

顧客との契約から生じる収益は、主に「預金 貸出業務」「為替業務」による収益であり、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

7. 消費税等の会計処理

有形固定資産及び無形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

8. 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託（上場投資信託を除く。）の解約・償還に伴う差損益については、投資信託の銘柄毎に益の場合は「資金運用収益」の「有価証券利息配当金」に計上し、損の場合は「その他業務費用」の「国債等債券売却損」に計上しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 貸倒引当金

(1) 当事業年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金 4,796 百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結計算書類 連結注記表「重要な会計上の見積り」1. 貸倒引当金に記載した内容をご参照ください。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度に係る計算書類に計上した額

有形固定資産 2,523 百万円

無形固定資産 866 百万円

減損損失 35 百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結計算書類 連結注記表「重要な会計上の見積り」2. 固定資産の減損に記載した内容をご参照ください。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は2,868百万円であります。
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	2,023 百万円
危険債権額	8,478 百万円
三月以上延滞債権額	16 百万円
貸出条件緩和債権額	2,263 百万円
合計額	12,782 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 令和4年(2022年)3月17日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、1,793百万円であります。
4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

預け金 10 百万円

担保資産に対応する債務

預金 3,988 百万円

上記のほか、為替決済の取引の担保として、その他の資産3,000百万円を差し入れております。また、その他の資産には、保証金87百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、76,525百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが53,779百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約

の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年（1998 年）3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1999 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年（1998 年）3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 3 号に定める土地課税台帳に登録されている価格に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 643 百万円

7. 有形固定資産の減価償却累計額 4,439 百万円
8. 有形固定資産の圧縮記帳額 152 百万円
9. 関係会社に対する金銭債権総額 80,022 百万円
10. 関係会社に対する金銭債務総額 193 百万円
11. 当行は、当事業年度の末日が会社法第 2 条第 24 号に規定する最終事業年度の末日となる時後、会社計算規則第 158 条第 4 号に規定する連結配当規制を適用する決定をしております。

（損益計算書関係）

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	492 百万円
役務取引等に係る収益総額	27 百万円
その他の取引に係る収益総額	503 百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	0 百万円
役務取引等に係る費用総額	50 百万円
その他の取引に係る費用総額	13 百万円

2. 関連当事者との取引

（1）親会社及び法人主要株主等

（単位：百万円）

種類	会社等の名称 または氏名	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	(株) 福井銀行	(被所有) 直接 57.88%	貸出金	当行の経営基盤強化貸出金 (注)	80,000	貸出金	80,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）貸出利率その他の取引条件は、市場の取引実勢等に基づいて当行が取引条件を提示し、株式会社福井銀行と協議の上決定しております。

（2）子会社等

該当ありません。

（3）兄弟会社等

該当ありません。

- (4) 役員及び個人主要株主等
該当ありません。

3. 当行は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失額
福井県内	営業店舗	8 か所 土地・建物・その他	29 百万円
	遊休資産	7 か所 土地・建物・その他	4
福井県外	営業店舗	1 か所 その他	0
	遊休資産	2 か所 その他	1
合計			35
(うち土地)			(1)
(うち建物)			(29)
(うちその他)			(5)

上記資産グループについては、廃止に関する意思決定、営業利益の継続的低下によるキャッシュ・フローの減少や地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

当行は、管理会計上の最小区分である営業店単位でグルーピングを行っており、遊休資産については各々独立した単位として取り扱っております。また、本部、事務センター、寮・社宅等については複数の資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産であることから共用資産としております。

なお、当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、主として路線価等に基づき評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	787	1	—	789	(注)
合 計	787	1	—	789	

(注) 自己株式の普通株式の株式数の増加 1 千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(有価証券関係)

1. 売買目的有価証券(2024年3月31日現在)

該当ありません。

2. 満期保有目的の債券(2024年3月31日現在)

該当ありません。

3. 子会社株式(2024年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	369
合計	369

4. その他有価証券(2024年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	—	—	—
	債券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合 計		—	—	—

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	28
合計	28

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券(自2023年4月1日至2024年3月31日)

該当ありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自2023年4月1日至2024年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	2,108	1,002	62
債券	2,687	—	12
国債	1,492	—	6
地方債	1,193	—	6
社債	0	—	0
その他	3,788	46	—
合計	8,585	1,049	75

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込があると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額はありません。

なお、当該減損処理にあたっては、決算日の時価が 50%以上下落した銘柄についてはすべて、また、これ以外で、時価が 30%以上下落した銘柄については、過去の一定期間の下落率及び当該発行会社の業績推移等を考慮したうえで、価格回復の可能性の認められないものについて、それぞれ減損処理を行っております。

（金銭の信託関係）

1. 運用目的の金銭の信託（2024 年 3 月 31 日現在）

該当ありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託（2024 年 3 月 31 日現在）

該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2024 年 3 月 31 日現在）

該当ありません。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金（注）	1,415	百万円
貸倒引当金	1,318	
退職給付引当金	175	
土地に係る減損損失	222	
減価償却	171	
有価証券償却	144	
その他	239	
繰延税金資産小計	3,687	
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注）	△1,372	
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△2,055	
評価性引当額小計	△3,428	
繰延税金資産合計	259	
繰延税金負債	—	
繰延税金負債合計	—	
繰延税金資産の純額	259	百万円

（注）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

当事業年度（2024年 3 月 31 日）

	1 年以内 (百万円)	1 年超 2 年以内 (百万円)	2 年超 3 年以内 (百万円)	3 年超 4 年以内 (百万円)	4 年超 5 年以内 (百万円)	5 年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越 欠損金（*1）	—	—	62	—	—	1,352	1,415
評価性引当額	—	—	20	—	—	1,352	1,372
繰延税金資産	—	—	42	—	—	—	42

（*1）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額 219 円 39 銭

1 株当たりの当期純利益金額 14 円 17 銭

第 1 1 6 期 2023 年 4 月 0 1 日から
2024 年 3 月 3 1 日まで 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	9,800	5,756	△2,342	△289	12,925
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			895		895
資本剰余金から利益剰余金への振替		△2,490	2,490		—
自己株式の取得				△0	△0
土地再評価差額金の取崩			64		64
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	△2,490	3,449	△0	959
当期末残高	9,800	3,266	1,107	△289	13,884

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	土地再評価 差額金	退職給付に 係る調整累 計額	その他の包 括利益累計 額合計	
当期首残高	470	427	50	949	13,874
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益					895
資本剰余金から利益剰余金への振替					—
自己株式の取得					△0
土地再評価差額金の取崩					64
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△470	△64	△40	△575	△575
当期変動額合計	△470	△64	△40	△575	383
当期末残高	—	363	10	373	14,258

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

連結計算書類の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結される子会社及び子法人等 1 社

福邦カード株式会社

② 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

② 持分法適用の関連法人等

該当ありません。

③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

④ 持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

(3) のれんの償却に関する事項

該当ありません。

会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3 年～50 年

その他 2 年～20 年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（5～11 年）に基づいて償却しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、今後 1 年間の予想損失額又は今後 3 年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1 年間又は 3 年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値、又は長期的な景気変動を反映するため計測可能な全期間平均値を下限として損失率を求め算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、審査管理部署が査定結果を検証し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 152 百万円であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた

額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。

(9) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度による信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(10) 固定資産解体費用引当金の計上基準

固定資産解体費用引当金は、建物の解体に伴う支出に備えるため、将来発生すると見込まれる額を計上しております。

(11) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生 の翌連結会計年度から損益処理
-----------	--

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当連結会計年度末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(12) 重要な収益及び費用の計上基準

顧客との契約から生じる収益は、主に「預金 貸出業務」「為替業務」による収益であり、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(13) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続

投資信託（上場投資信託を除く。）の解約・償還に伴う差損益については、投資信託の銘柄毎に益の場合は「資金運用収益」の「有価証券利息配当金」に計上し、損の場合は、「その他業務費用」に計上しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 貸倒引当金

(1) 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

貸倒引当金 4,836 百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「会計方針に関する事項」「(5) 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

貸倒引当金の算出に当たっては、自己査定の結果に基づき、債務者区分（正常先、要注意先、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先）を決定し、区分に係る債権につき、信用リスクの程度に応じた貸倒引当金を計上しております。

債務者区分の判定は、債務者の財務情報を用いた定量判定を基礎とし、業種の特性を踏まえ、事業の継続性と収益性の見通し、経営改善計画の妥当性及び金融機関等の支援状況等を加味して判定しております。

なお、合理的で実現可能性の高い経営改善計画等に沿った金融支援の実施により経営再建が開始された場合には、要注意先に区分し当該貸出金は貸出条件緩和債権には該当しないものとしております。

② 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における業種の特性を踏まえた事業の継続性と収益性の見通し、経営改善計画等の妥当性、金融機関の支援状況」であり、特に「合理的で実現可能性の高い経営改善計画等による将来の業績回復見込みや事業の持続可能性」であります。これらの仮定は債務者毎に個別に評価し設定しております。

また、エネルギー価格等の高騰や円安による物価上昇の継続に伴う急激な経済環境の悪化等による信用リスクの高まりに対応するために、当行は要管理先以外の要注意先債権のうち、急激な経済環境の悪化等の影響が大きいと想定している債務者に対する債権については、当該債権に要管理先債権相当の予想損失額を見込んで計上しております。

③ 翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

上記経済環境の変化等により当初の見積りに用いた仮定が変化した場合には、翌連結会計年度に貸倒引当金の積み増しが必要となるなど、重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

有形固定資産	2,527 百万円
無形固定資産	867 百万円
減損損失	35 百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

固定資産の減損損失の算定方法は、「注記事項（連結損益計算書関係）」に記載しております。

当行は、「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、固定資産の減損の兆候が存在する場合には、当該固定資産の割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の判定を実施しており、減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しております。

なお、減損損失の判定単位である他の資産または資産グループのキャッシュ・フローから概ね独立したキャッシュ・フローを生成されるものとして識別される資産グループの最小単位は、原則として営業店単位としております。

② 主要な仮定

固定資産の減損損失の認識の判定において使用している割引前将来キャッシュ・フロー等の前提については取締役会で決定された将来計画に基づいており、当該将来計画に使用されている収益項目や費用項目については過去の貸出金利の情勢や営業経費の削減効果などを考慮して算定しております。

③ 翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

上記経済環境の変化等により当初の見積りに用いた仮定が変化した場合には、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は2,868百万円であります。
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	2,053 百万円
危険債権額	8,494 百万円
三月以上延滞債権額	16 百万円
貸出条件緩和債権額	2,263 百万円
合計額	12,827 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 令和4年(2022年)3月17日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,793百万円であります。
4. 担保に供している資産

担保に供している資産は次のとおりであります。

預け金	10 百万円
担保資産に対応する債務	
預金	3,988 百万円

上記のほか、為替決済の取引の担保として、その他資産3,000百万円を差し入れております。

また、その他資産には、保証金87百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、77,365百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが54,619百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約

の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（平成 10 年（1998 年）3 月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1999 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 3 号に定める土地課税台帳に登録されている価格に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第 10 条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 643 百万円

7. 有形固定資産の減価償却累計額 4,441 百万円

8. 有形固定資産の圧縮記帳額 152 百万円

（連結損益計算書関係）

当行グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失額
福井県内	営業店舗	8 か所 土地・建物・その他	29 百万円
	遊休資産	7 か所 土地・建物・その他	4
福井県外	営業店舗	1 か所 その他	0
	遊休資産	2 か所 その他	1
合計			35
（うち土地）			（ 1 ）
（うち建物）			（ 29 ）
（うちその他）			（ 5 ）

上記資産グループについては、廃止に関する意思決定、営業利益の継続的低下によるキャッシュ・フローの減少や地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

当行は、管理会計上の最小区分である営業店単位でグルーピングを行っており、遊休資産については各々独立した単位として取り扱っております。また、本部、事務センター、寮・社宅等については複数の資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産であることから共用資産としております。

連結子会社については、各社を 1 つの単位としてグルーピングを行っております。

なお、当該資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、主として路線価等に基づき評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。

（連結株主資本等変動計算書関係）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数	摘 要
発行済株式					
普通株式	65,133	—	—	65,133	
合 計	65,133	—	—	65,133	
自己株式					
普通株式	787	1	—	789	（注）
合 計	787	1	—	789	

（注）自己株式の普通株式の株式数の増加 1 千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年5月10日 取締役会	普通株式	193百万円	利益剰余金	3.0円	2024年 3月31日	2024年 6月20日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、銀行業務を中心とした事業を行っております。具体的には預金業務、貸出業務等を行っております。

当行グループの連結対象子会社には、クレジットカード業務及び信用保証業務を行っている子会社があります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループの金融資産は、主として国内の顧客に対する貸出金であり、信用リスク及び市場リスクに晒されております。なお、福井銀行を親会社、福邦銀行を中核子会社とする企業集団「Fプロジェクト」の財務基盤強化及び経営効率化の観点から、福邦銀行における有価証券運用は2024年3月に終了しております。

金融負債は、主として国内の顧客からの預金、譲渡性預金であり、市場リスクに晒されております。借入金は、市場リスク及び一定の環境の下で当行グループが市場を利用できなくなる場合等、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

「信用リスク」とは、信用供与先の信用状況の悪化により、銀行の資産（オフ・バランスを含む）の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクをいいます。

当行グループは、信用リスクは業務運営において不可避のリスクであり、かつ迅速な対応が必要であると十分認識しており、信用リスクをコントロールできる態勢の構築を目指しております。とりわけ、与信集中リスクについては、信用リスクの集中を回避し、バランスのとれた与信ポートフォリオを構築するため、与信集中リスク管理基準を制定し、与信集中リスクの把握・改善に取り組んでおります。

なお、計測した信用リスク量については信用格付別・業種別・地域別等の信用リスクの状況を評価・分析するとともに、「リスク資本制度」のもとでリスク量による量的な管理、コントロールを行っております。

②市場リスクの管理

(i) 市場リスクの管理

「市場リスク」とは、金利、為替、株式等のさまざまな市場リスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む）の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいい、主として「金利リスク」「為替リスク」「価格変動リスク」があります。

当行グループは、市場リスク管理をALMの一環として位置付け、自己資本、収益力、預貸金

動向等を踏まえたうえで、リスクとリターンのバランスを適切に保つことを方針としております。

具体的には、預貸金の金利リスクを含めた統合リスク量の状況を定期的に分析、評価し、定期的に開催する ALM 委員会等で対応を協議しています。

なお、市場リスクの管理部署では、銀行業務における預貸金勘定について、バリュー・アット・リスク (VaR) を用いて市場リスク量を把握し、リスク管理・分析を行っております。

(ii) 市場リスクに係る定量的情報

当行グループの市場リスク量 (VaR) 算出には、分散・共分散法を採用しております。

預貸金勘定 保有期間：1 年、信頼水準：99.0%、観測期間：5 年

当行グループは、預貸金勘定の市場リスク量 (VaR) 算出にコア預金を考慮しており、コア預金の計測方法は内部モデル手法を採用しております。

当行グループの当連結会計年度末の市場リスク量 (VaR) は、預貸金勘定で 725 百万円です。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

「流動性リスク」には、運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクである「資金繰りリスク」、市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされたりすることにより損失を被るリスクである「市場流動性リスク」、対外決済において資金又は資産を予定通り受け取れなくなるにより損失を被るリスクである「決済リスク」が含まれます。

流動性リスクは、これら資金繰りリスク、市場流動性リスク、決済リスクの 3 つのリスクを総合したリスクですが、市場流動性リスク、決済リスクは最終的に資金繰りリスクに帰結するものであり、資金繰りリスクの管理が重要な経営課題であると捉えております。

当行グループは、資金調達構成や運用と調達の資金ギャップ、流動性準備高の管理を通じて適正な資金繰り管理を実施し、統合的リスク管理部門の担当役員に報告を行っております。

具体的には、資金繰りの状況に応じて、「平常時」「懸念時」「危機時」の区分を設定し、それぞれの区分に応じた管理手法・報告体制・決裁方法を定めたうえで、組織的に独立したフロント・オフィス、バック・オフィス、ミドル・オフィスが相互牽制を働かせながら管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（（注1）参照）。また、現金預け金及びコールマネーは、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 有価証券 その他有価証券	—	—	—
(2) 貸出金 貸倒引当金（*）	428,973 △4,833		
	424,140	428,643	4,502
資産計	424,140	428,643	4,502
(1) 預金	431,788	431,235	△552
(2) 借入金	1,700	1,700	—
負債計	433,488	432,935	△552

（*）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注1）市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式（*）	28

（*）非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年（2020年）3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金	12,723	—	—	—	—	—
貸出金(※)	150,827	80,188	36,192	11,581	4,887	16,313
合 計	163,550	80,188	36,192	11,581	4,887	16,313

(※) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないものの10,546百万円、期間の定めのないもの118,436百万円は含めておりません。

(注3) 借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(※)	372,143	18,134	2,908	—	—	—
借入金	1,700	—	—	—	—	—
合 計	373,843	18,134	2,908	—	—	—

(※) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当ありません。

① 第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

期首 残高	当期の損益又はその他の 包括利益		購入、 売却及 び償還 の純額	投資信託 の基準価 額を時価 とみなす こととし た額	投資信託 の基準価 額を時価 とみなさ ないこと とした額	期末 残高	当期の損益に 計上した額の うち連結貸借 対照表日にお いて保有する 投資信託の評 価損益
	損益に計 上(※1)	その他の包 括利益に計 上(※2)					
444	8	△12	△440	—	—	—	—

(※1) 連結損益計算書の「その他業務収益」に含まれております。

(※2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
貸出金	—	—	428,643	428,643
資産計	—	—	428,643	428,643
預金	—	431,235	—	431,235
借入金	—	1,700	—	1,700
負債計	—	432,935	—	432,935

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。

なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。約定期間が長期にわたる貸出金においては、期限前償還リスクは考慮しておりません。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

内部格付や信用リスク等は重要な観察できないインプットであるため、当該時価はレベル3の時価に分類しております。

負 債

預金

要求払預金について、連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた割引現在価値により時価を算定しております。割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金については、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報 (2024 年 3 月 31 日)

(単位: 百万円)

	当連結会計年度
役務取引等収益	931
預金・貸出業務	351
為替業務	281
証券関連業務	126
保険販売業務	87
代理業務	8
その他	75
顧客との契約から生じる経常収益	931
上記以外の経常収益	7,048
外部顧客に対する経常収益	7,979

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額 221 円 59 銭

1 株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額 13 円 91 銭

(重要な後発事象)

(株式会社福井銀行との株式交換契約の締結について)

当行と株式会社福井銀行（(以下「福井銀行」といい、当行と福井銀行を総称して「両行」という。）は、当行を完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）並びに両行の合併（以下「本合併」という。）による段階的な経営統合（以下「本経営統合」という。）に関する基本合意書を 2023 年 11 月 10 日に締結しております。これに基づき、2024 年 5 月 10 日に開催したそれぞれの取締役会において、当行の株主総会の承認が得られることを前提として、本株式交換を行うことを決議し、両行の間で株式交換契約書（以下「本株式交換契約」という。）を締結いたしました。

1. 本株式交換及び本合併の相手会社についての事項

(1) 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	株式会社福井銀行
本店の所在地	福井県福井市順化 1 丁目 1 番 1 号
代表者の氏名	代表執行役頭取 長谷川 英一
資本金の額	17,965 百万円 (2024 年 3 月末現在)
純資産の額	141,507 百万円 (連結)、122,493 百万円 (単体) (2024 年 3 月末現在)
総資産の額	4,164,371 百万円 (連結)、3,789,114 百万円 (単体) (2024 年 3 月末現在)
事業の内容	銀行業

(2) 最近 3 年間に終了した各事業年度の経常収益、経常利益及び純利益

(連結)

(単位：百万円)

決算期	2022 年 3 月期	2023 年 3 月期	2024 年 3 月期
経常収益	45,790	54,897	55,423
経常利益又は経常損失 (△)	△754	788	5,615
親会社株主に帰属する当期純利益	4,440	1,803	3,717

(単体)

(単位：百万円)

決算期	2022 年 3 月期	2023 年 3 月期	2024 年 3 月期
経常収益	33,672	38,235	37,660
経常利益	584	2,667	4,337
当期純利益	491	2,958	3,016

2. 本経営統合の目的

県内最大の金融グループとして、今後一層の地域価値を創造し、生み出された価値が循環し続ける未来を実現するために、本経営統合によって、地域の課題解決業としての進化、シナジー効果の最大化、ガバナンスの変革を実現することで、金融サービス業を中心とした伝統的なビジネスモデルからの変革と進化を目指すことを目的とするものです。

3. 本経営統合の日程

2023 年 11 月 10 日	本基本合意書締結
2024 年 5 月 10 日	本株式交換契約締結
2024 年 6 月 19 日 (予定)	本株式交換承認株主総会 (当行)
2024 年 10 月 1 日 (予定)	本株式交換の効力発生日
2024 年 10 月 (予定)	本合併契約締結
2026 年 5 月 (予定)	本合併の効力発生日

なお、上記日程は、両行の今後の協議等によって変更される場合があります。

4. 本株式交換の方式、本株式交換に係る割当ての内容

(1) 本株式交換の方式

福井銀行を株式交換完全親会社、当行を株式交換完全子会社とする株式交換となります。なお、本株式交換は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより、福井銀行の株主総会における承認を受けないで行われる予定です。また、当行においては、2024 年 6 月 19 日に開催予定の株主総会における承認を受けた上で本株式交換を行う予定です。

(2) 本株式交換に係る割当ての内容(交換比率)

	福井銀行 (株式交換完全親会社)	当行 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.038
本株式交換により交付する株式数	福井銀行の普通株式：1,034,576株(予定)	

(注1) 株式の割当比率

当行の普通株式1株に対して、福井銀行の普通株式0.038株を割当て交付します。ただし、福井銀行が保有する当行の普通株式37,118,334株(2024年3月31日現在)については本株式交換による割当ては行いません。

なお、上記株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合等には、両行間で協議及び合意の上、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により福井銀行が交付する株式数(予定)

福井銀行は、本株式交換に際して、本株式交換により福井銀行が当行の発行済普通株式(ただし、福井銀行の有する当行の株式を除く。)の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」という。)における当行の株主の皆様(ただし、福井銀行を除く。)に対し、当行の普通株式に代わる金銭等として、その有する当行の普通株式1株につき、福井銀行の普通株式0.038株の割合をもって、福井銀行の普通株式を割り当てる予定です。これにより、福井銀行が本株式交換により交付する普通株式は、1,034,576株となる予定であり、福井銀行は、これを全て自己株式をもって充当する予定です。このため、福井銀行は、2024年5月14日から2024年6月28日の期間において、自己株式取得を行う予定です。

また、当行は、効力発生日の前日までに行われる当行の取締役会の決議により、基準時の直前時に保有することとなる自己株式(本株式交換に関して行使される反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって当行が取得する自己株式を含む。)の全部を当該直前時をもって消却する予定です。このため、当行の株主様から株式買取請求権の行使がなされた場合等、当行の自己株式数が当該直前時までに変動した場合には、本株式交換により交付する福井銀行の普通株式数が、変動する可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、福井銀行の単元未満株式(100株未満の株式)を所有する株主が新たに生じることが見込まれますが、その保有する単元未満株式を株式会社東京証券取引所及びその他の金融商品取引市場において売却することはできません。

福井銀行の単元未満株式を保有することとなる株主の皆様におかれましては、本株式交換の効力発生日以降、以下の制度をご利用いただくことができます。

○単元未満株式の買取制度(単元未満株式の売却)：

会社法第192条第1項の規定に基づき、福井銀行に対し、保有されている単元未満株式の買取りを請求することができます。

○単元未満株式の買増制度(1単元への買増し)：

会社法第194条第1項及び福井銀行の定款の規定に基づき、福井銀行が買増しの請求に係る数の自己株式を有していない場合を除き、保有する単元未満株式の数と合わせて単元株式数(100株)となる数の株式を福井銀行から買い増すことができます。

(注4) 1株に満たない端数の処理

本株式交換により交付されるべき福井銀行の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合、福井銀行は、当該端数の割当てを受けることとなる当行の株主の皆様に対して、会社法第234条その他の関連法令の規定に従い、その端数に応じた金銭を交付いたします。

5. 剰余金の配当に関する取扱い

両行は、福井銀行が、2024年3月31日時点の福井銀行の株主に対し、1株につき25円を上限として行う剰余金の配当を除き、本株式交換の効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当を行ってはならないこと、及び、当行が、2024年3月31日時点の当行の株主に対し、1株につき3円を上限として行う剰余金の配当を除き、本株式交換の効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当を行ってはならないことについて合意しております。